

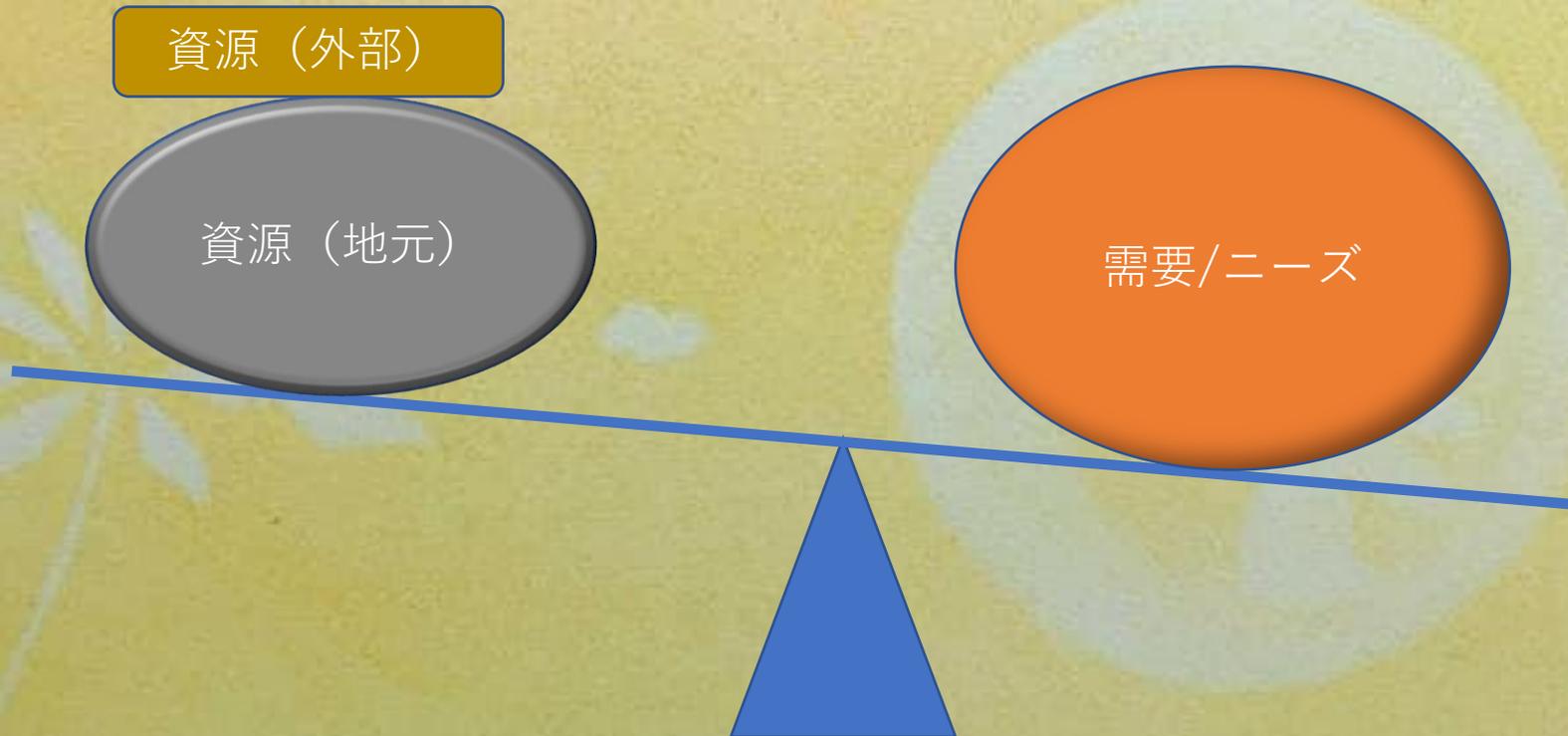
支援ネットワークの構築について

～「支援の三原則」をふまえて～

オフィス園崎 園崎秀治

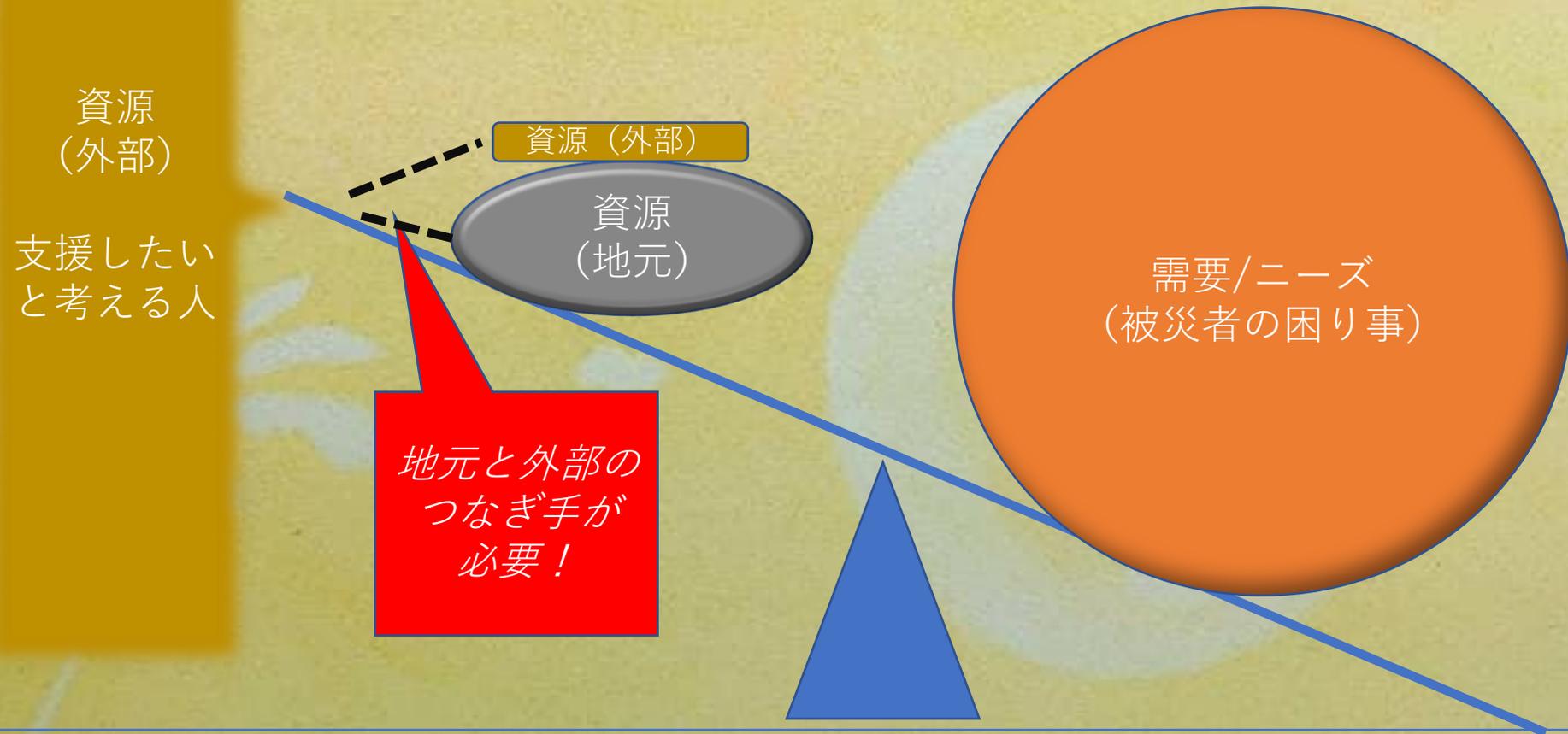
(1)なぜ、外部支援が必要か

災害発生前の“地域”



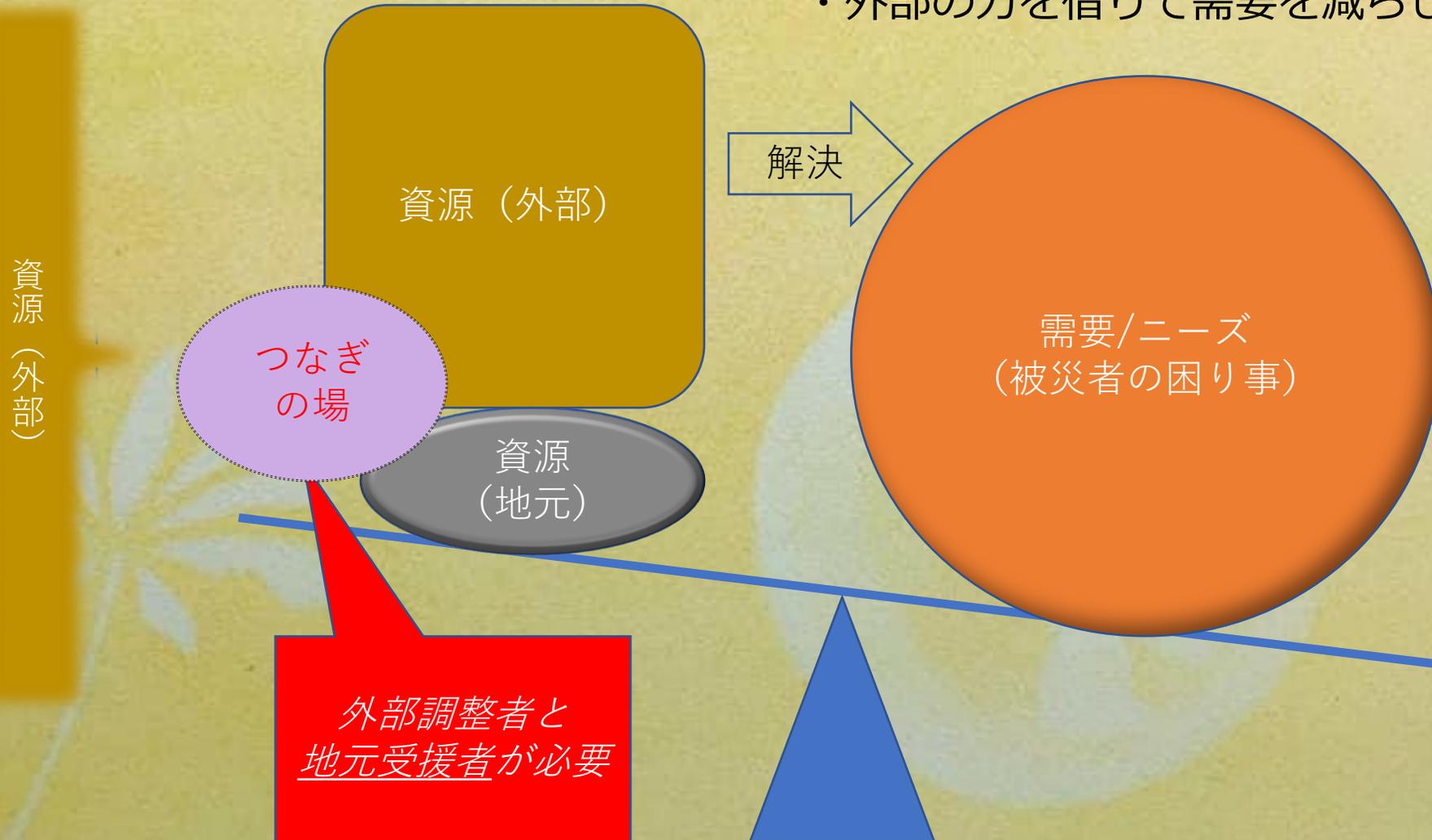
大規模災害発生直後

- ・被災による需要の爆発的拡大
- ・被災による地元資源の縮小
- ・地元とつながっていない大量の外部資源



災害支援期～復旧期

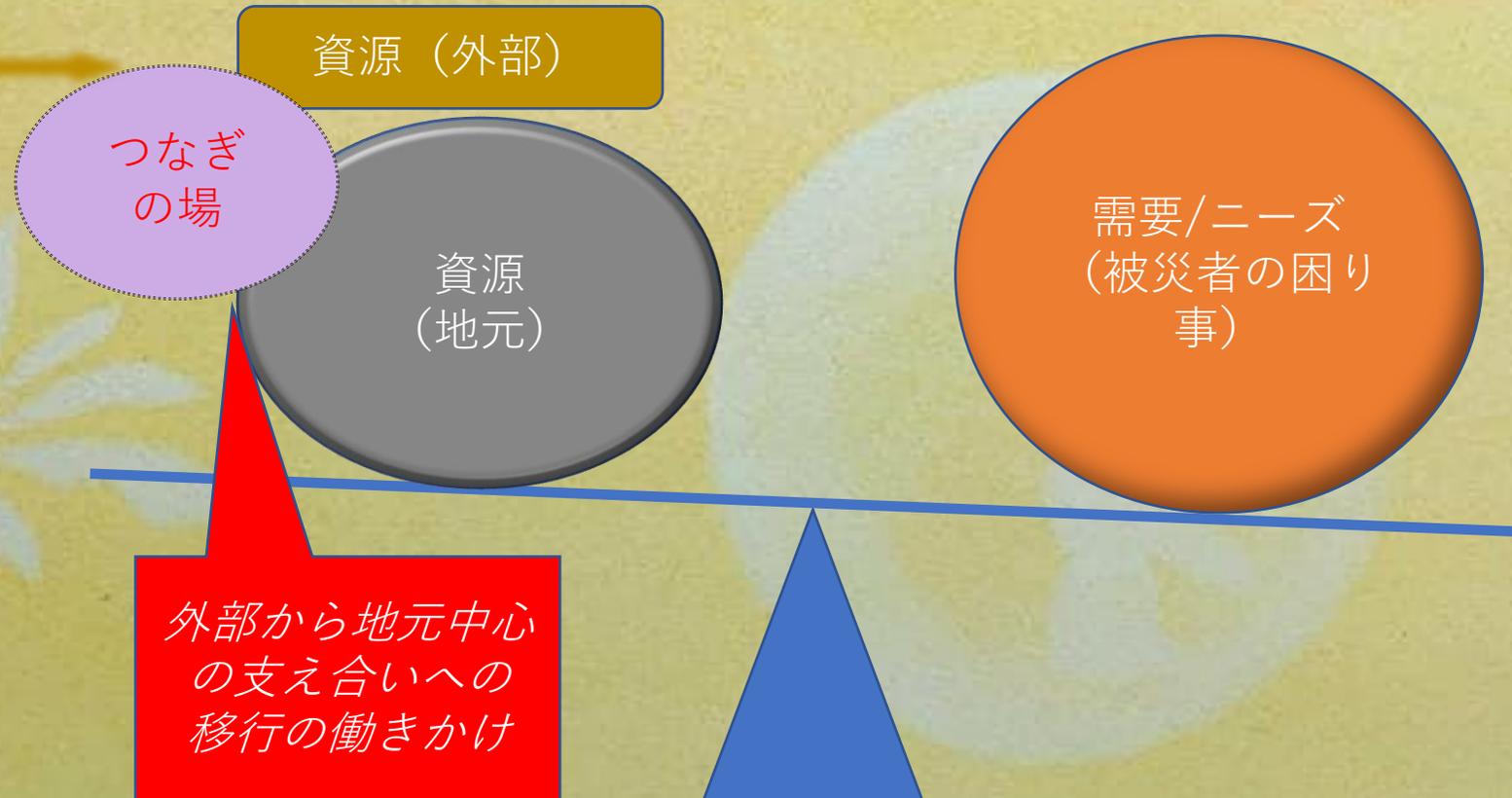
- ・ 外部の力を借りて需要を減らしていく



生活支援・復興期

- ・地元での支え合いを基本に
- ・災害でつながった外部者との息の長い連携

資源
(外部)



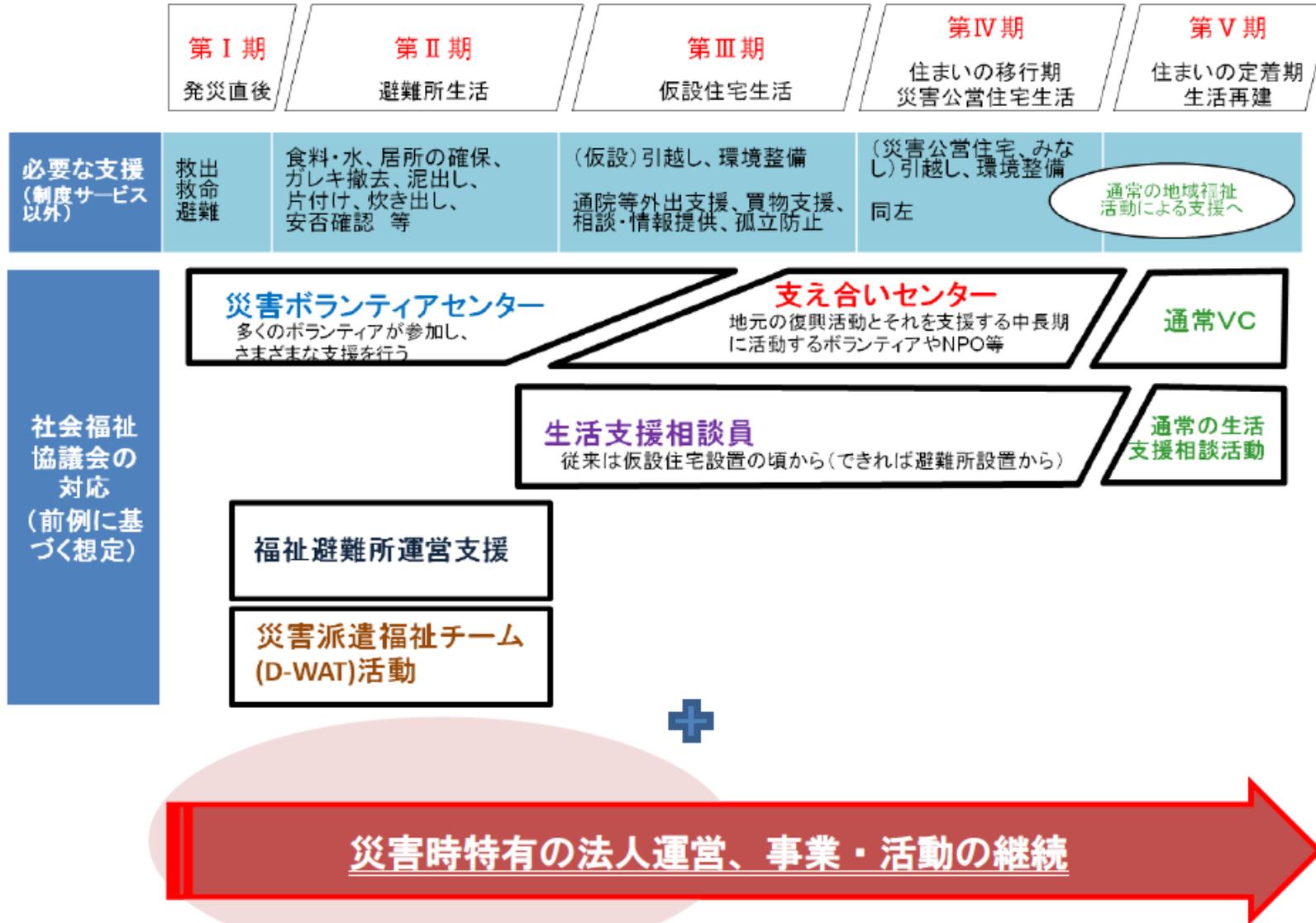
- 「受援力」（支援を受ける力）
災害時に外からの支援を地域で受け入れる環境・知恵などのこと
- 「受援力」がもたらすもの
外の力をうまく引き出すことが、被災地の復興を早める
- 「受援力」を高めるために
被災地側から、どのような状況なのか積極的に伝えることが地域の「受援力」を高める一歩となる

外部支援の
力を活かす
地域の「受
援力」

災害にみまわれる事態となる前の平時から、
被災したら支援を受け入れることが大切であることを
意識しておくことの重要性

(2) 福祉支援の現状とその必要性

被災者の生活フェーズの移行と社会福祉協議会の対応等



心だんのくらしのしあわせを 取り戻すために

- 避難生活支援と復興が不十分なことから、「関連死」があとと絶たない現実
- 被災者は平常時よりより多くの福祉的支援を必要としていること
- 復興の道のりは長く、生活を支える支援は、まさに「福祉」の本領
- 復興とは被災した地域そのものが元気を取り戻す作業 ▶ まさに「地域福祉」
- 自立困難な被災者の多くは、災害前からの課題を抱える住民であるという事実

避難所の問題から福祉的視点の必要性を考える

「日本の避難所は、アフリカ・ソマリアの難民キャンプ以下」

- 『スフィア基準』(地域紛争による難民問題に対応するために作られた国際基準)
 - ・避難所の居住空間は最低限一人当たり3.5平方メートル
 - ・適切なプライバシーと安全が確保され、覆いがある
 - ・最適な快適温度、換気と保護を提供する
 - ・トイレの数は男女比で1:3を推奨(女性は生理や排泄の仕方の違いで時間がかかるため)
 - ・トイレ1つにつき最大20名(初期は50名) 等の基準 に達しない日本の避難所

「寝返りを打つのも難しいような狭いスペース」

「プライバシーがない中で女性は着替えることもままならない」

「トイレは汚くて悪臭がひどく、並ぶ。行かずに済むように、飲み食いを極力抑える」

「車中泊を選ぶしかなく、身体を伸ばして寝ることもできない日々が続いている」 等

⇒ 脱水症状、熱中症、感染症、生活不活発病（エコノミー症候群）等につながっていく

避難所における様々な課題

〔不安〕

どの情報が最新なのかわからないことからの混乱

盗難/治安の問題

ひっきりなしの人の出入り

来訪者（人捜し、ボランティア）への対応

マスコミ・取材対応の問題

〔集団生活の問題〕

プライバシーの確保

避難所運営のインシニアチブ問題

救援物資分配、個人所有物持込に付随するトラブル

ペットの持込

福祉的援助を必要とする方への配慮

女性への配慮

アレルギー等配給食事の問題

うわさや偏見によるトラブル

〔衛生上の問題〕

快適な温度を保つことの難しさ

トイレの衛生面、使いづらさ

健康の維持をどう行うか（生活不活発病対策）

生活・食事・就寝が同じ空間

ゴミや埃の対応

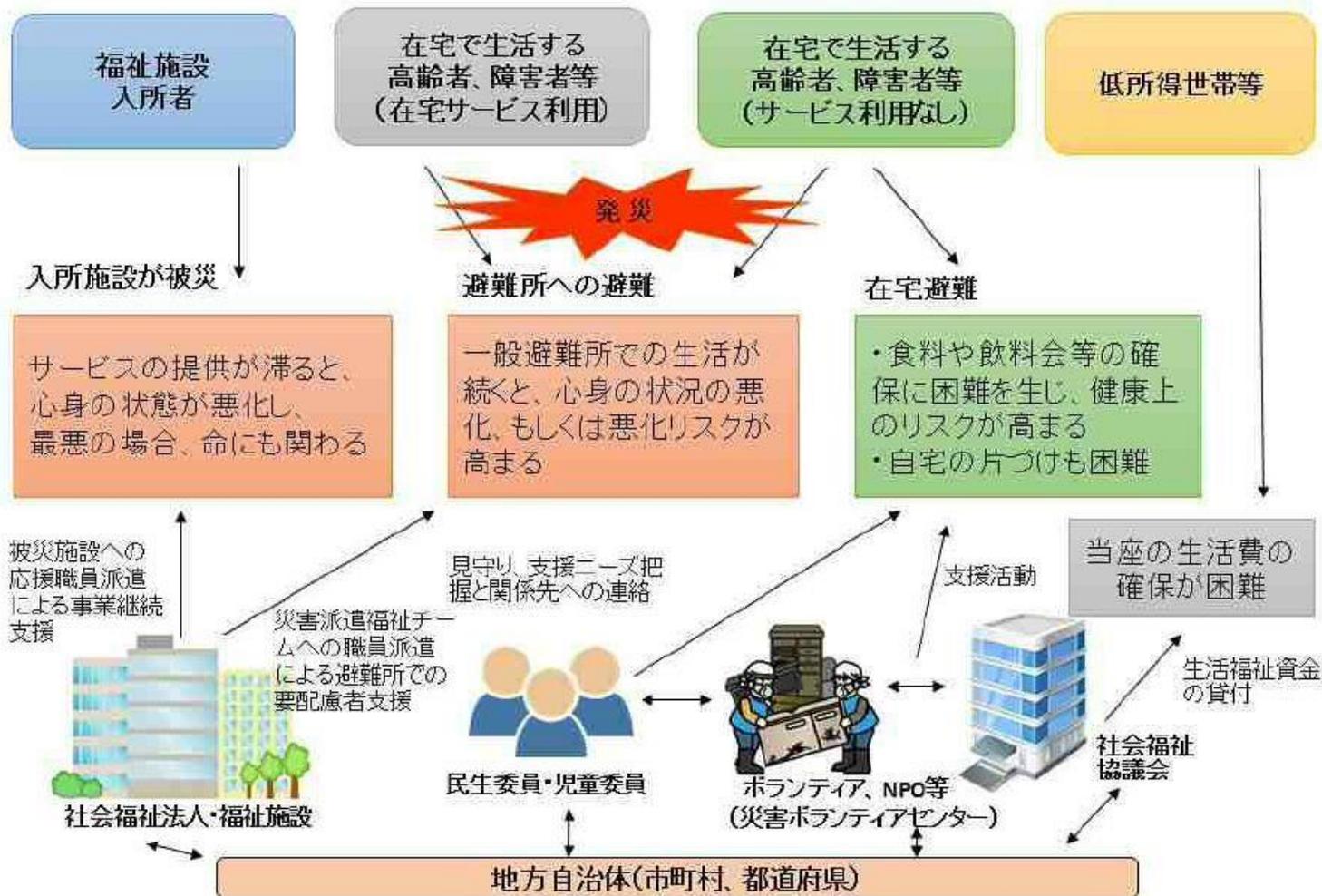
感染症の発生



避難所の運営には、生活への配慮、避難所生活上のルールづくりの視点、避難所組織運営の視点が重要

福祉分野における災害支援体制整備の現状

災害時の福祉的ニーズと福祉関係者による支援活動(発災早期)



- 災害ボランティアセンターによるボランティア支援 (社協)
- 災害派遣福祉チームによる福祉専門職の一般避難所支援 (専門職)
- 福祉避難所の開設と運営 (社会福祉施設・社協)
- 災害ボランティアセンターの運営支援 (社協)
- 社会福祉施設間の被災施設応援 (同種別間の福祉施設)
- 生活困窮者への生活福祉資金貸付 (社協)
- 要支援者見守り“一人も見逃さない運動” (民生委員・児童委員)
- 地域支え合いセンター等による生活支援相談員を中心とした復興期の見守り・相談 (社協)

など

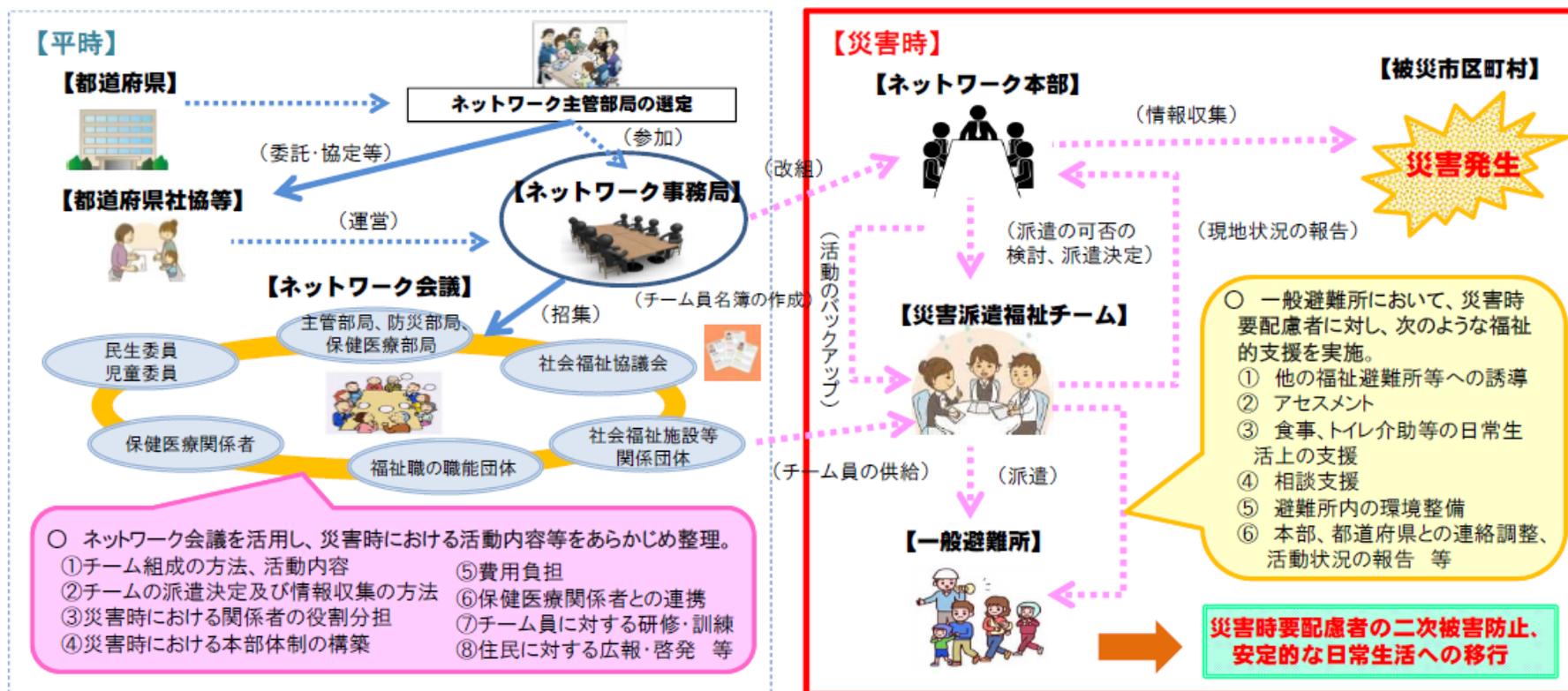
災害時の福祉支援体制整備に 向けたガイドライン

(平成30年5月31日厚生労働省社会・援護局長通知)

- 東日本大震災以降、災害福祉広域支援ネットワークの構築が、厚生労働省主導で進められてきた
- 各都道府県では、福祉専門職による災害時の支援にあたる職員の育成とネットワークの構築が徐々に始まってきた
- 平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨でも、支援活動が始まり、議論が進み、ネットワークを設置した都道府県の数も大幅に増えた
- 平成30年5月、厚生労働省社会・援護局長通知で、ガイドラインが発出された
- 平成30年7月豪雨の際には、岡山県DWATが受け皿となり、岩手県・京都府・静岡県・群馬県・青森県のそれぞれの災害福祉広域支援ネットワークから支援者が公費により派遣され、岡山県倉敷市の中での支援にあたった
- 令和元年東日本台風では、被災地長野県には群馬DWATが避難所開設中、最後まで寄り添っての支援を実施した

「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」の概要

- 近年の災害においては、高齢者や障害者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、避難所等において、長期間の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重度化などの二次被害が生じている場合もあり、これら災害時要配慮者の避難生活中における福祉ニーズへの対応が喫緊の課題となっている。
- このような状況を踏まえ、災害時において、災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図るため、各都道府県において、一般避難所で災害時要配慮者に対する福祉支援を行う「災害派遣福祉チーム」を組成するとともに、一般避難所へこれを派遣すること等により、必要な支援体制を確保することを目的として、官民協働による「災害福祉支援ネットワーク」の構築に向けた取組を推進するためのガイドラインを策定する。



※ 上記は、あくまで標準的な在り方であり、都道府県の実情を踏まえつつ、ネットワークで検討の上、必要な変更を加えていくことが期待される。

都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWA T設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは42都道府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは33府県(うち活動実績があるのは13府県)

※「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協力体制が構築されていることをいう。

| 都道府県名 | 構築状況 | DWAT設置 | 都道府県名 | 構築状況 | DWAT設置 | 都道府県名 | 構築状況 | DWAT設置 |
|-------|------|---------|-------|---------|-----------|-------|------|---------|
| 北海道 | ○ | 年度内設置予定 | 石川県 | ○ | ○ | 岡山県 | ○ | ◎ |
| 青森県 | ○ | ◎ | 福井県 | 年度内構築予定 | 令和3年度設置予定 | 広島県 | 検討中 | |
| 岩手県 | ○ | ◎ | 山梨県 | 検討中 | | 山口県 | ○ | 検討中 |
| 宮城県 | ○ | ◎ | 長野県 | ○ | ◎ | 徳島県 | ○ | ○ |
| 秋田県 | ○ | ○ | 岐阜県 | ○ | ○ | 香川県 | ○ | ○ |
| 山形県 | ○ | ○ | 静岡県 | ○ | ◎ | 愛媛県 | ○ | ◎ |
| 福島県 | ○ | ◎ | 愛知県 | ○ | ○ | 高知県 | ○ | 年度内設置予定 |
| 茨城県 | ○ | ○ | 三重県 | ○ | ○ | 福岡県 | ○ | 年度内設置予定 |
| 栃木県 | ○ | ◎ | 滋賀県 | ○ | ○ | 佐賀県 | ○ | ○ |
| 群馬県 | ○ | ◎ | 京都府 | ○ | ◎ | 長崎県 | ○ | ○ |
| 埼玉県 | ○ | ◎ | 大阪府 | ○ | ○ | 熊本県 | ○ | ◎ |
| 千葉県 | ○ | ○ | 兵庫県 | ○ | 検討中 | 大分県 | | ○ |
| 東京都 | ○ | | 奈良県 | ○ | ○ | 宮崎県 | ○ | 年度内設置予定 |
| 神奈川県 | ○ | 年度内設置予定 | 和歌山県 | 検討中 | | 鹿児島県 | ○ | 設置準備中 |
| 新潟県 | ○ | ○ | 鳥取県 | ○ | ○ | 沖縄県 | ○ | ○ |
| 富山県 | ○ | 年度内設置予定 | 島根県 | ○ | ○ | | | |

※◎はDWAT活動経験あり。

2020年12月28日現在 厚生労働省調べ

(2) 福祉支援の現状とその必要性

・災害時福祉専門職系

・災害派遣福祉チーム (DWAT/DCAT)

- ・災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーボード
- ・福祉防災コミュニティ協会
- ・全国災害福祉支援連絡協議会準備会 (災福協)

・平時からの福祉専門職系

- ・日本社会福祉士会 (JACSW)
- ・日本医療社会福祉協会 (JASWHS)
- ・日本介護福祉士会 (JACCW)
- ・日本精神保健福祉士協会 (JAPSW)
- ・日本相談支援専門員協会 (NSK)
- ・日本介護支援専門員協会 (JCMA)
- ・日本ソーシャルワーク教育学校連盟 (ソ教連)
- ・全国コミュニティライフサポートセンター (CLC)
- ・全国民生委員児童委員連合会
- ・全国社会福祉法人経営者協議会
- ・全国老人福祉施設協議会 (JS)
- ・全国ホームヘルパー協議会
- ・日本知的障害者福祉協会 (JAID)

これら同業者専門職組織間の顔の見える関係はまだまだ。加えて分野を超えた連携もこれからの課題といえる

他にも多様な災害支援組織・専門職組織が被災地では活動しています

• 災害支援全般全国ネット

- 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）
- 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）
- 震災がつなぐ全国ネットワーク
- 東日本大震災全国ネットワーク（JCN）

• 災害支援専門家系

- 緊急災害対策チーム（BERT）
- 宗教者災害支援連絡会（宗援連）
- 情報支援レスキュー隊（ITDART）
- 日本社会情報学会災害情報支援チーム（JSIS-BJK）
- 日本青年会議所災害支援ネットワーク（JC災害支援ネットワーク）

• 省庁系

- 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）
- 事件現場医療派遣チーム（警視庁 I M A T）

● 災害時医療専門職系

- 災害派遣医療チーム (DMAT)
- 急性期災害リハビリテーションチーム (DART)
- 日本医師会災害医療チーム (JMAT)
- 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)
- ディモート (DMORT)
- 災害派遣精神医療チーム (DPAT)
- 日本栄養士会災害支援チーム (JDA-DAT)
- 大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会 (JRAT)
- 緊急被ばく医療支援チーム (REMAT)
- 徳洲会災害医療救援隊 (TMAT)
- 災害派遣獣医療チーム (VMAT)
- 民医連災害支援チーム (MMAT)
- 全日本病院協会災害時医療支援活動班 (AMAT)
- 災害支援ナース

● 平時からの医療専門職系

- 日本看護協会 (JNA)
- 日本公衆衛生協会 (JPHA)
- 日本赤十字社 . . .

被災地では様々な専門家と場面を共にすることが。
どのような方がどのような看板を背負って被災地入りしているか、事前に知ることの意味は大きい。

生活支援相談員設置に至る経緯

1995年 阪神・淡路大震災

「生活援助員(LSA:Life Support Adviser)」という名称で活動。

応急仮設住宅の高齢者・障害者世帯の見守りを福祉専門職が実施

2004年 中越大震災

「生活支援相談員」の名称で配置

長岡市、小千谷市、十日町市、川口町、山古志村の各社協各所3名。

2004年度は緊急雇用創出特別基金事業から、2005～09年度は新潟県中越大震災復興基金事業から雇用。

2011年 東日本大震災

復興庁の設置、生活支援相談員配置の予算化

2011年、岩手県内を例にとると、16市町村社協に185名、県社協に17名。2020年3月末、115名と4名が継続。

2011～14年は緊急雇用創出事業臨時特例基金・「絆」事業の地域コミュニティ復興支援事業、2015年～復興特別会計・被災者見守り・相談支援事業から雇用。

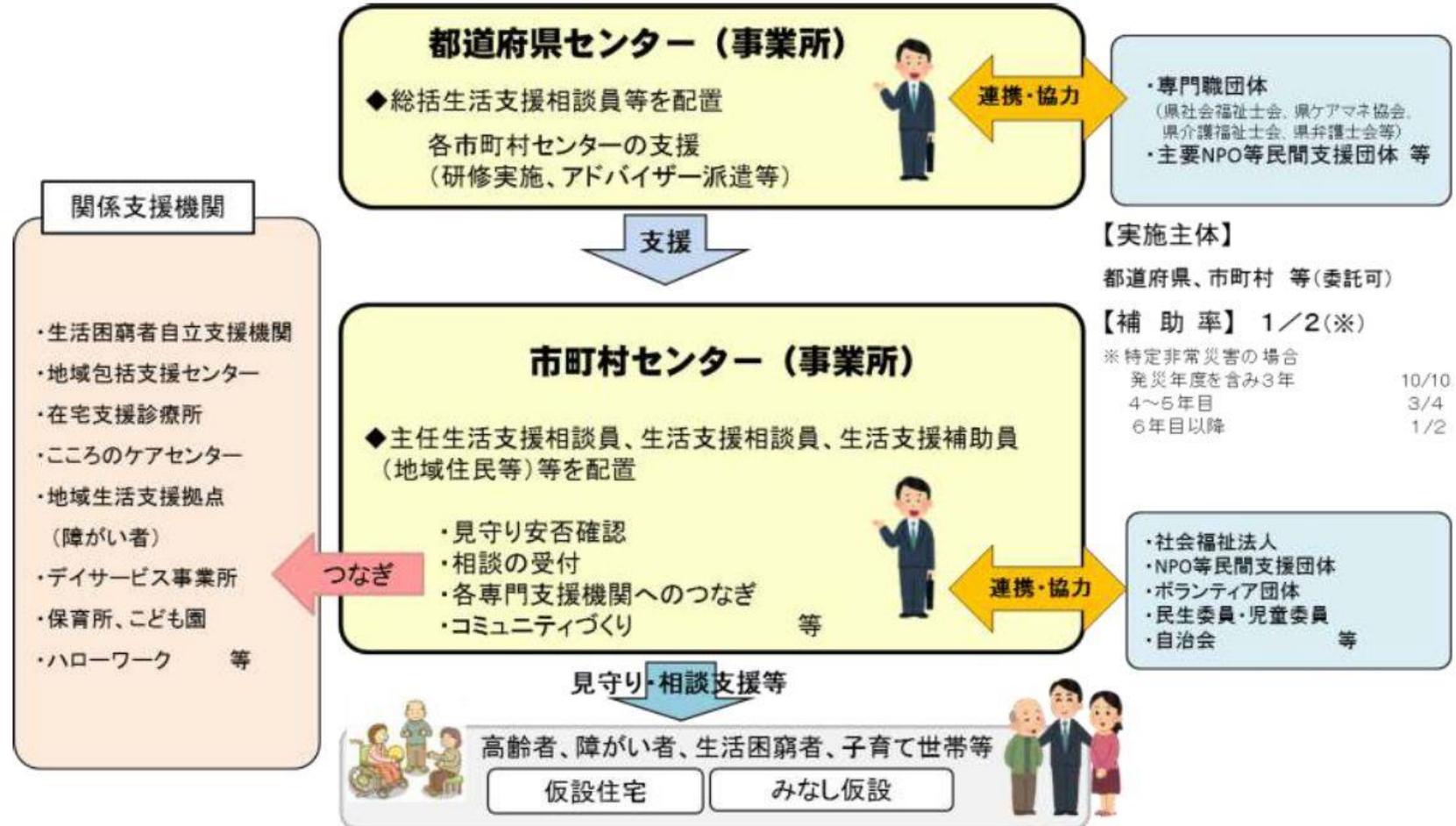
2016年 熊本地震

「地域支え合いセンター」の設置が定められ、受託した各市町村社協等で雇用。

2017年4月、16市町村社協に約370名、県社協に12名。

生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱に位置づけ:地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり等事業。

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。
 このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う。(対象災害:熊本地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年台風第15号・19号 等)



被災者に対する見守り等の支援の推進について

(令和2年度「全国厚生労働関係部局長会議資料」(厚生労働省社会・援護局))

5 被災者に対する見守り等の支援の推進について

令和3年度予算案においても、引き続き、東日本大震災や令和2年7月豪雨等により応急仮設住宅等に入居する被災者の孤立防止対策として、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行うために必要な予算額を計上した。

関係自治体においては、被災者の方々の抱える課題が多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活においても安心した生活が確保されるよう、本事業の推進に努められたい。

また、被災者に対する見守り・相談支援等については、避難生活を送る場所や時点に応じて各種事業が実施されているところだが、被災者それぞれの状況に応じた切れ目のない支援が実施できるよう、令和2年12月7日に当局地域福祉課、福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局認知症施策・地域介護推進課の連名通知「被災者への見守り・相談支援に係る事業間の連携について」を発出した。支援の実施に当たっては、当通知を参考に各事業が十分な連携の下で実施されるようお願いするとともに、自治体の関係部局においては、平時から積極的な連携に努められたい。また、新たに本事業を実施する予定となった場合には、補助金の協議を待つことなく、速やかに当局地域福祉課に相談されたい。

なお、東日本大震災の被災地については、「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」(令和元年12月20日閣議決定)に基づいて、引き続き十分な取組をお願いする。

令和3年度厚生労働省社会・援護局予算(案)の概要

IV 災害時における福祉支援

1. 災害時における見守り・相談支援等の推進

(1) 東日本大震災の被災者に対する見守り・相談支援等の推進

復興庁所管「被災者支援総合交付金」125億円の内数

東日本大震災により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

(2) 被災者に対する見守り・相談支援等の推進 13億円(13億円)

大規模な災害により仮設住宅等に入居する被災者が、安心して日常生活を営むことができるよう、相談員の巡回による見守りや相談支援等を行い、孤立防止や地域コミュニティの構築を支援する。

生活支援相談員の役割

三つの職務

- ① 「ニーズ把握」発見・気づく役割(全戸訪問)
- ② 「個別支援」一人ひとりの要援助者への支援(訪問活動)
- ③ 「地域支援」住民のつながり、助け合いの活動の支援を行う(コミュニティ形成活動)

活動の種類

見守り活動(健康面・精神面・日常生活・話相手…)
福祉サービスや各種生活支援サービスの利用援助
資金の相談(生活福祉資金等)
社会参加支援(サロンや行事)
消費者被害等から守る

専門職や関係機関との連携

既存のサービスを優先的に活用
介護保険サービス(地域包括支援センター)、障害福祉サービス、日常生活自立支援事業制度サービス、ボランティアセンター、民生委員・児童委員等

重要な視点

自立を阻害しないこと

倉敷市 相談内容



総社市 相談内容



依然として、健康・医療関係および介護・福祉関係の相談が多い状況にあります。居住関係（再建）は昨年から変わらずに相談があることを示しています。

平成30年7月豪雨

岡山県内主要被災地（2市）における生活支援相談の現状（被災後3年目）

被災地での協働を円滑にするために
～平時からの備えとしてできること～

協働相手を知る

• ふくしチームは様々な福祉職での連合体

A) 同じ職種以外の法人の職員（チーム員）

B) 別の福祉専門職のチーム員

C) 保健・医療に関わる支援者

D) 保健・医療・福祉職以外の支援者

E) 被災地（地元）の支援者

F) 外部から応援にきた支援者 ・ ・ ・ など

被災者支援において
どのような連携・協働相手
がいるか、考えてみましょう

(4)協働するのに大切なこと

あらためて協働とは

協定締結、連絡会議等協議体の結成、マニュアル策定等
平時に取り組むのは良いが・・・

形だけの協定/ネット
ワーク組織になっていな
いか？

- その構成員が「対等」に「主体性をもって」動く協働体制となっているかどうか（事務局 VS 構成員になっていないか）。
- それぞれの役割を平時に議論し、コンセンサスを得る作業を行っているか。
- 文章に落としきれない様々な災害時に遭遇する事態に、互いに話し合っ進められる関係を築けているか。
- 「マニュアル」「協定」は、『考え方ガイド』であるべき。
- 動きを規制するもの（手順書等）であってはいけない。
（状況次第で、前例と異なる判断を要する場面が続出するのが災害対応）
- 協働するには、まずは「相手を知る」こと、次に自分を知ってもらうこと
- 災害時の「三者連携」や「協働」は、あくまで対等な関係で成立する（上下はない）。

県域の支援体制充実の重要性

コロナ禍がさらなる
追い風に

- ・ 県域の複数自治体の同時被災・広域被災の災害が多発している。
- ・ 加えて、南海トラフ地震や首都直下地震といった今後発生が予想される大規模災害や、台風等による同時多発広域災害に対応するため、全国域からの支援の足がかりとなる「都道府県域の支援体制の充実」が必須である

◆災害ボランティアセンター等市区町村支援拠点への支援

県内同時多発被害に対応する。支援の過不足の調整、市区町村の支援拠点への寄り添い。

◆平時からの県域ネットワーク体制づくり

実際の災害時に機能する県域のネットワークのあり方とは。連携先として想定される相手とは。

◆全国からの受援

全国各地から寄せられる支援を、県内の被災地・被災者に届ける役割。

◆ブロック域等広域の連携

県域同士の連携による支援（社協ネットワークのブロック派遣等）の現状と課題。

「都道府県域における同時多発・広域災害への支援のあり方検討委員会」を平成28年度から設置、県域のネットワークに求められる役割・機能のポイントを整理した

1. 多様な支援者を受けとめるネットワーク
2. 災害ボランティアセンターに限らない幅広い支援体制づくり
3. 様々なネットワーク間の連携促進
4. 情報拠点としての役割
5. 平時からの仕組み・取組みづくり

平成29年3月 「都道府県域における同時多発・広域災害への支援のあり方ポイント整理」より

- **支援の実態に向けた人材育成であること**

- 被災現場において、「どんな支援の場があってどんな支援者が必要であるか」があって、その支援を実現するための人材育成である

- **仕組みを動かす「コーディネーター」が肝要**

- 現場をリアルに想像して支援しているか
- 支援者と密な連絡を常に取り合っているか
- 支援者だけでなく被災地の関係者とも信頼関係を築けるか
- 被災地を俯瞰できているか
- 支援者がどんな役割を現場で担えているかを把握しているか
- 刻一刻変化する状況に併せて、支援内容や体制を変えていく調整が出来るか

支援の三原則
「被災者中心」
「地元主体」
「協働」

- **「しくみ」は面での支援を行って、初めてしくみといえる**

- 多様な他セクターの支援関係者との調整役を置いているか
- それを支えるひと・もの・お金が担保されるのか
- 被災地の複合的・重層的課題は、様々な専門性を持った支援者が連携して解決に向かえるものが多い（一つの専門性では対応は困難）

- **支援者目線になっていないか**

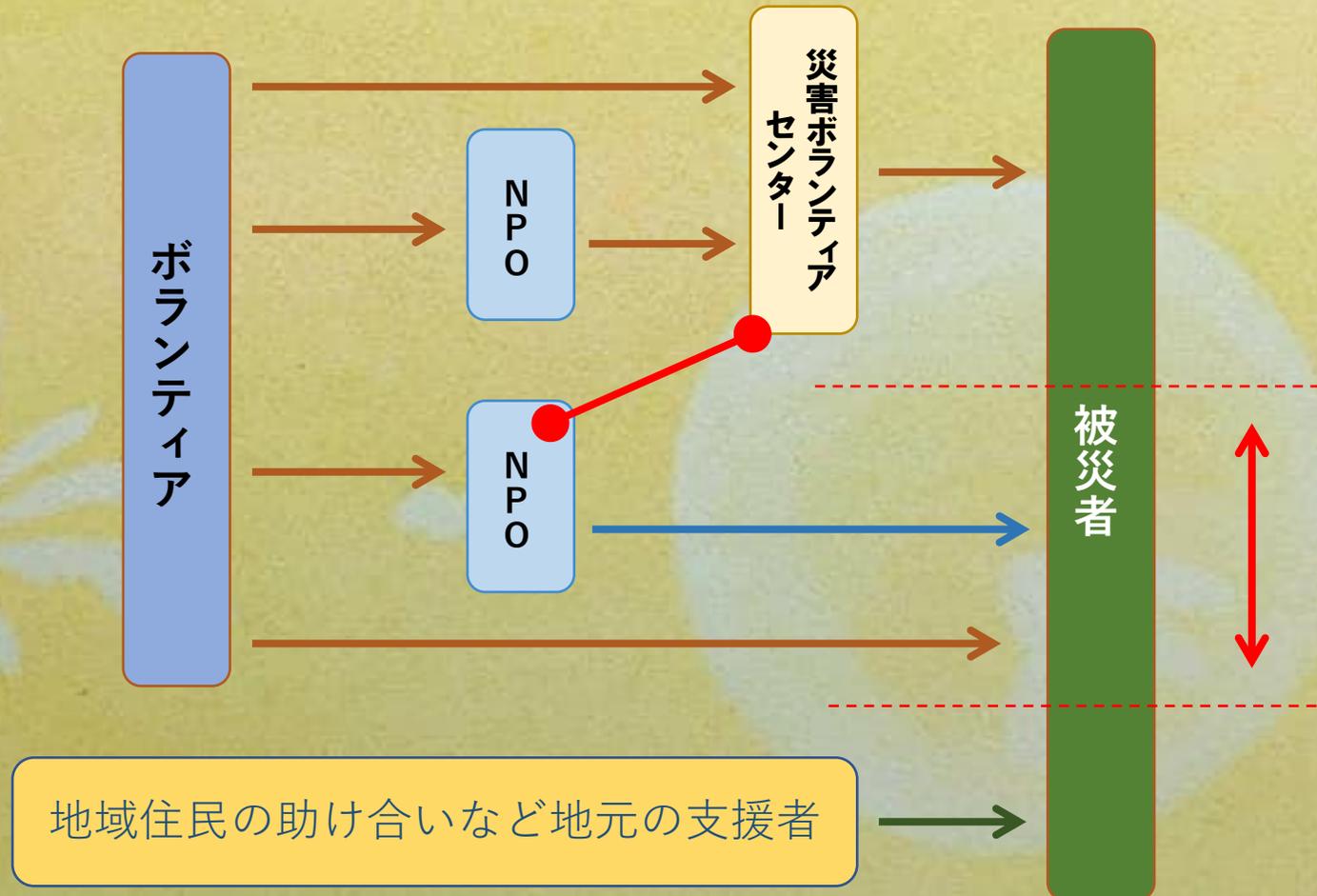
- 支援者が何が出来るかではなく、被災者(被災地)が何を求めているのか

- 被災「者」支援だが、被災「地」支援でもある。地域支援の視点が欠かせない

(6) 災害支援関係者のネットワーク
～ボランティアセクターの取り組み～

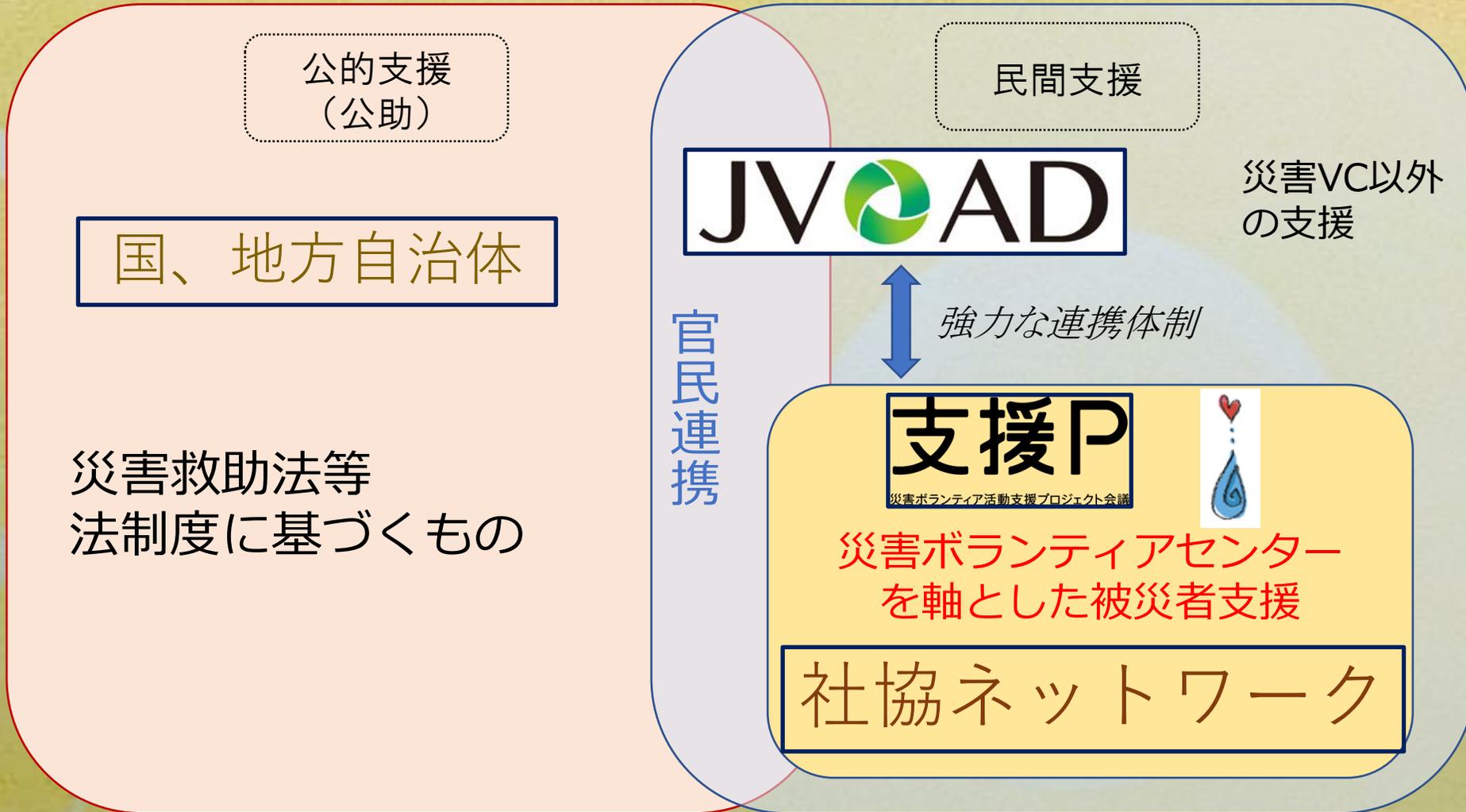
災害時におけるボランティア活動

東日本大震災: 災害VCを通じたボランティア約150万人、赤い羽根「ボランティア・NPOサポート募金」の助成を受けて活動した数は約550万人



多様なセクターとの連携

2つの連携の基軸：支援PとJVOAD



公的支援
(公助)

国、地方自治体

災害救助法等
法制度に基づくもの

民間支援

JVOAD

災害VC以外
の支援

官民
連携

強力な連携体制

支援P

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

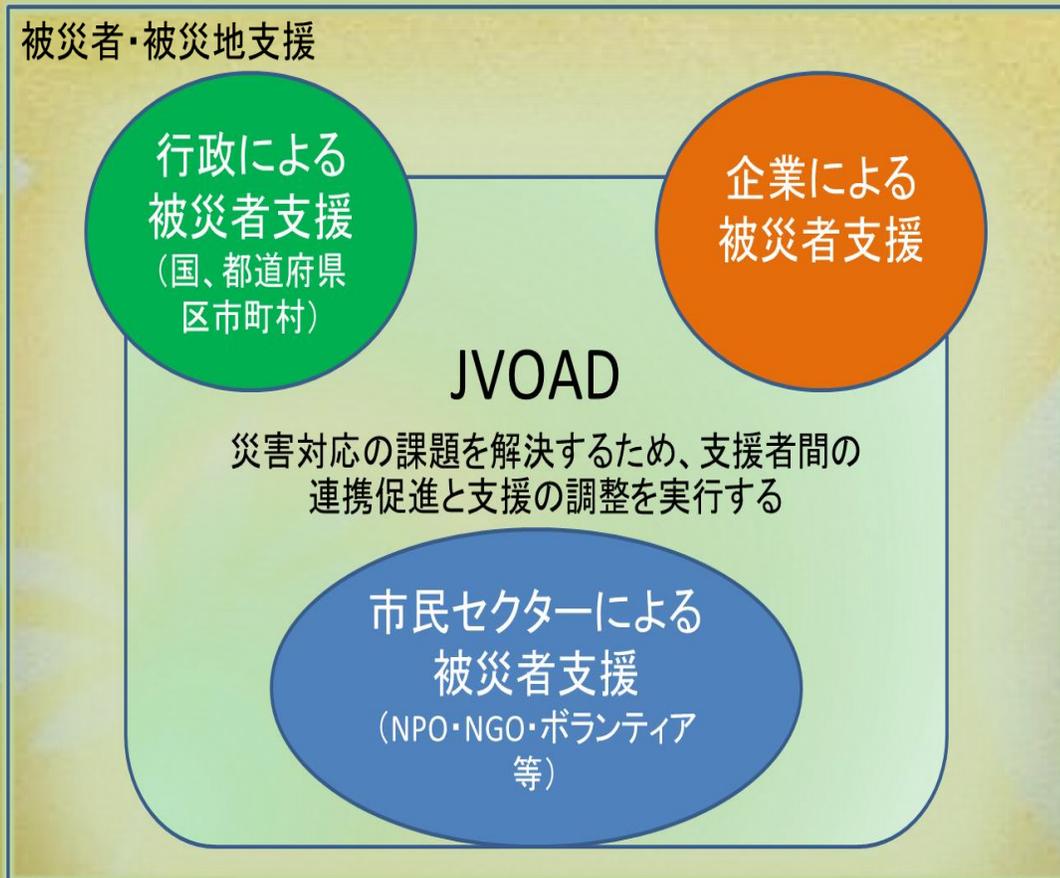


災害ボランティアセンター
を軸とした被災者支援

社協ネットワーク

全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)の概要

Japan Voluntary Organizations Active in Disaster



理事団体／会員団体

特定非営利活動法人国際協力NGOセンター
震災がつなぐ全国ネットワーク
公益社団法人日本青年会議所
日本赤十字社
社会福祉法人全国社会福祉協議会
日本生活協同組合連合会 日本YMCA同盟

会員団体

東京災害ボランティアネットワーク・中央共同募金会
チーム中越・カリタスジャパン・ジャパンプラットフォーム
情報支援レスキュー隊・難民を助ける会・
東日本大震災支援全国ネットワーク・ピースボート
災害支援センター・レスキューストックヤード・
福祉防災コミュニティ協会・パーソナルサポートセンター・
真如苑救援ボランティア・救世軍・国士舘大学・
ダイバーシティ研究所・台湾佛教慈濟慈善事業基金会・
日本ファシリテーション協会・ランゲージワン
末日聖徒イエスキリスト教会(ヘルピングハンズ)・
全国曹洞宗青年会・グッドネーバースジャパン

1

2016年10月NPO法人化認証 (東京都) /11月1日設立

■ ①被災地域で想定する活動

- 災害時には、支援の「もれ・むら」等をなくすため、被災した地域をサポートし、災害時の連携・コーディネーションを行う。
 - 被災者/住民/地域のニーズと支援状況の全体像の把握（→支援のギャップの把握）
 - 支援団体等への情報共有と支援団体間のコーディネーション
 - 支援を実施するための資金・人材等が効果的に投入されるためのコーディネーション
 - 復旧・復興に向けた支援策の提言および支援全般の検証など

■ ②平時に想定する活動

- 次の災害に備えるため、平時において以下の取り組みを行う
 - NPO、ボランティアセンター等の市民セクターの連携強化
 - 産官民等のセクターを越えた支援者間の連携強化
 - 地域との関係構築と連携強化
 - 訓練、勉強会、全国フォーラム等の実施（連携の場づくり）など

JVOADがめざす社会

災害時においても、すべての市民が多様性を認めあって支えあい、
尊厳のある生活が守られる社会をめざします。

国(行政)が推進する「三者連携」

- 平成29年度「防災ボランティア活動の環境整備に関する検討会」を設置
- 幅広い防災ボランティア環境整備に資するよう、主に地方自治体職員を対象とする実践的な研修テキスト作成を目的に検討を行った
- 行政・災害VC(社協)・NPO等の「三者連携」がキーワード
(ここでいうNPO等は狭義のNPO法人のみを指すのではなく、企業や組合その他民間支援者全般を意味している)
- 全社協やJVOADからも参画(ワーキング含め)
- 29年度以降、各県で「行政とNPO・ボランティア等との連携・協働研修会」を開催
- 「防災におけるNPO・ボランティア等との連携ガイドブック」に考え方が整理されて配布されている(ガイドブック名で検索すると全文ダウンロードできます)

これに加えてコロナ禍における県外からの支援の難しさからも、平時からの県内における三者連携体制の構築が重要に



Office SONOZAKI

for blissful moment

<https://www.officesonozaki.net/>

これからは
“**オフィス園崎**”
として活動します

- 2021年、より柔軟により積極的に、全国各地の防災・減災活動支援、被災地支援に貢献するために、27年勤めた全国社会福祉協議会（全社協）から独立。
- 被災地支援の**三原則『被災者中心・地元主体・協働』**を旨とする「OfficeSONOZAKI（オフィス園崎）」として活動を開始しています。
- これまで自分の眼で直接見て支援に関わってきた災害・被災地の実際をふまえて、現実的で実効性のある防災・減災、災害支援体制の構築をめざします。



Facebookのアカウントがある方は、ぜひつながりましょう！

@shuji.sonozaki（『園崎 秀治』で検索できます。メッセージ付で友達申請くだされば嬉しいです）



Office SONOZAKI

for blissful moment